

(証券コード2721)
平成31年3月13日

株 主 各 位

東京都港区新橋五丁目14番10号
株式会社ジェイホールディングス
代表取締役 上 野 真 司

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年3月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年3月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号航空会館
8階 801会議室
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第27期（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 資本金の額の減少の件
- 第3号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第4号議案 剰余金の処分の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://jholdings.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://jholdings.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成30年1月1日)
(至 平成30年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和策を背景に、企業収益の回復や雇用環境の改善が継続し、緩やかな景気回復基調で推移しました。

一方で、欧米の政策動向による海外経済の不確実性への懸念などから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

不動産業界におきましては、賃貸及び売買市場に関しては、雇用環境と企業業績の改善を背景に好調だった前期の水準を維持しております。また、投資不動産市場に関しては、資金調達方法の多様化や投資対象物件のバリエーションが拡大していることなどを背景に投資資金が流入する状況が継続しており、引き続き良好な環境にあると考えられます。

インターネット業界におきましては、インターネット広告市場がスマートフォン関連広告を中心とする広告支出の拡大に伴い、堅調に推移しております。また、ブロックチェーンや人工知能などの先端IT技術の研究によって、日常社会への活用と普及が進むことにより、更なる需要の拡大が期待されております。

こうした環境下、当社グループは、

- ① フットサル施設の運営及び当該施設を活用した事業を行う「スポーツ事業」
- ② 不動産を手段とした資産形成、資産運用のための不動産販売業務、並びに不動産の有効活用、購入、売却のコンサルティング業務を行う「不動産事業」
- ③ システム・ソリューション開発業務、マーケティング・プロモーション業務、Webアプリ開発業務を行う「Web事業」

の3つの事業を展開してまいりました。

その結果、売上高は1,613,734千円(前期比58.2%減)、営業利益は29,524千円(前期比73.1%減)、経常利益は25,019千円(前期比77.1%減)、親

会社株主に帰属する当期純利益は403千円（前期比99.6%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① スポーツ事業

スポーツ事業に関しましては、東山田店においては、イベント収入は増加したものの、施設売上の減少等により減収減益となり、つかしん店においては、スクール会員数が増加しスクール売上が増加したものの、施設売上が減少したことにより減収減益となりました。

その結果、売上高は97,966千円（前期比5.6%減）、営業利益は24,308千円（前期比1.7%減）となりました。

② 不動産事業

不動産事業に関しましては、引き続き一棟物不動産販売事業を主たる業務とし、同時に区分所有不動産販売事業、区分所有不動産仲介事業等を行っておりましたが、前期第2四半期より一棟物不動産仲介事業等についても強化し、人員増強を含めた経営資源の積極投入を行いました。しかし、特に当連結会計年度下期において、金融機関の投資用不動産に対する融資態度の変化に伴い、不動産評価や担保掛目の引き下げなど、顧客に対する融資条件が強化されたことにより、結果、取引成約件数が減少し、想定取引件数を達成できませんでした。

その結果、売上高は1,380,962千円（前期比61.8%減）、営業利益は74,662千円（前期比47.9%減）となりました。

③ Web事業

Web事業に関しましては、システム・ソリューション開発業務においては、美容医療分野を対象とした開発の継続と、第2四半期より開始したブロックチェーン技術を用いた分散型評価経済プラットフォームの開発に関する新規受注活動を継続しており、マーケティング・プロモーション業務、及び不動産分野を対象とするWebアプリ開発業務においては、不動産管理会社、及び投資用不動産オーナーを対象としたクラウド賃貸管理システム（商品名称 AssetGenius）を開発し、平成30年8月より商業運用を開始いたしました。

その結果、売上高は134,805千円（前期比6.5%減）、営業利益は75,839千円（前期比16.6%減）となりました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第24期	第25期	第26期	第27期
	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日	(当連結会計年度) 自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日
売上高	1,246,538千円	1,312,980千円	3,864,708千円	1,613,734千円
経常利益	12,116千円	9,720千円	109,053千円	25,019千円
親会社株主に帰属する 当期純利益(△損失)	△35,170千円	20,056千円	110,970千円	403千円
1株当たり当期純利益(△損失)	△19.42円	10.92円	57.39円	0.19円
純資産	25,887千円	65,568千円	244,859千円	561,460千円
総資産	238,682千円	177,721千円	358,203千円	712,751千円
1株当たり純資産額	3.31円	14.23円	106.37円	204.69円

(注) 1株当たり当期純利益(△損失)は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第24期	第25期	第26期	第27期
	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日	(当事業年度) 自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日
営業収益(売上高)	44,861千円	81,000千円	171,342千円	118,601千円
経常利益(△損失)	△4,082千円	△48,696千円	22,035千円	△27,561千円
当期純利益(△損失)	△43,963千円	△20,415千円	28,508千円	△37,338千円
1株当たり当期純利益(△損失)	△24.28円	△11.11円	14.74円	△17.19円
純資産	57,132千円	56,340千円	153,168千円	432,028千円
総資産	239,025千円	145,097千円	216,988千円	525,906千円
1株当たり純資産額	20.32円	9.21円	60.47円	157.34円

(注) 1株当たり当期純利益(△損失)は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(3) 対処すべき課題

(全般)

当社グループの不動産事業においては、提案型の不動産売買・仲介業務及びコンサルティング業務に関して、人員を補強し案件数、成約数の増加を図ってまいります。

スポーツ事業においては、プロサッカー選手の指導によるスクール会員の増員や、各種イベントの開催を増加させることによる来店客数の増加を重点施策として図ってまいります。

Web事業では、ブランディング推進として、顧客の商品及びサービスのブランディングサイトの企画・制作のために、軸となるWeb戦略を立案し、プロモーション展開、コンテンツ制作、モバイル対策等を行い、必要に応じてシステム開発なども加えた包括的なサービスを提供いたします。また、セールス促進として、顧客のWebサイトを活用した販売促進における技術面のサポート、費用対効果の測定、改善改良の提案、マーケティング等のサービスを提供いたします。

(人的資源の充実)

人的資源の充実は、中長期的成長を達成するための最重要課題であるとの認識の下、各事業において人材の充実を図るため、専門性の高い人材を採用するほか、教育、トレーニングを行い、顧客満足度の高い人材を育成してまいります。

(商品ブランド、企業ブランドの確立)

当社グループが提供するサービスでは、顧客に安心感を与え信頼できる内容のサービスを提供することで、商品ブランド・企業ブランドの構築を進めてまいります。

(4) 資金調達の状況

当社において、新株予約権の行使により314,272千円の資金調達を実施いたしました。また、当社の連結子会社であります株式会社シナジー・コンサルティングにおいて、短期借入金として178,056千円の資金調達を実施いたしました。

(5) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,275千円であり、その主要内容は、連結子会社であります株式会社アセット・ジーニアスにおけるソフトウェアの取得3,047千円であります。

(6) 他の会社の事業譲受の状況

該当事項はありません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社ジェイスports	10,000千円	100.0%	フットサル施設運営
株式会社シナジー・コンサルティング	85,000千円	100.0%	不動産事業
株式会社アセット・ジーニアス	10,000千円	100.0%	Web事業

(注) 株式会社フクロウは、平成30年5月30日付で商号を「株式会社アセット・ジーニアス」へ変更しております。

(8) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

当社グループは、当社を持株会社とし、「スポーツ事業」を展開する株式会社ジェイスports、「不動産事業」を展開する株式会社シナジー・コンサルティング、「Web事業」を展開する株式会社アセット・ジーニアスの連結子会社3社で構成されております。なお、株式会社フクロウは、平成30年5月30日付で商号を「株式会社アセット・ジーニアス」へ変更しております。

<スポーツ事業>

株式会社ジェイスportsが、スポーツ事業を展開しております。スポーツ事業では、フットサル施設の運営を行っております。神奈川県に1ヶ所「マリノスフットボールパーク東山田」、兵庫県に1ヶ所「フットサルコートつかしん」の合計2店舗において、フットサルコートのレンタル、フットサルスクールの開催、フットサルイベントの企画運営を行っております。

<不動産事業>

株式会社シナジー・コンサルティングが、不動産事業を展開しております。不動産事業では、不動産を手段とした資産形成、資産運用のための不動産販売業務、並びに不動産の有効活用、購入、売却のコンサルティング業務を行っております。

<Web事業>

株式会社アセット・ジーニアスが、Web事業を展開しております。Web事業では、システム・ソリューション開発業務、マーケティング・プロモーション業務、Webアプリ開発業務を行っております。

(9) 主要な営業所（平成30年12月31日現在）

当 社	東京都港区新橋五丁目14番10号
株式会社ジェイスports	東京都港区新橋五丁目14番10号
株式会社シナジー・コンサルティング	東京都港区新橋五丁目14番10号
株式会社アセット・ジーニアス	東京都港区新橋五丁目14番10号
店 舗	
フットサルコートつかしん （兵庫県尼崎市塚口本町）	
マリノスフットボールパーク東山田 （神奈川県横浜市都筑区）	

(10) 使用人の状況（平成30年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
30名	3名減

(注) 従業員数には、臨時従業員（18名）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
5名	1名増	34歳	1.9年

(11) 主要な借入先及び借入額（平成30年12月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
新生インベストメント&ファイナンス(株)	69,200千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成30年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 3,319,200株

(2) 発行済株式の総数 2,733,500株

(注) 第2回新株予約権の行使により、発行済株式の総数が756,000株増加しております。

(3) 株主数 1,003名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株 式 会 社 S T K シ ス テ ム	422,800 株	15.46 %
森 上 和 樹	360,000	13.17
上 野 真 司	300,000	10.97
株 式 会 社 ク ロ ス ウ ォ ー ク	153,300	5.60
板 倉 廣 幸	130,000	4.75
竹 田 剛	105,000	3.84
高 木 宏	90,000	3.29
森 畠 雅 春	75,000	2.74
I T 有 限 責 任 事 業 組 合	72,500	2.65
三 宅 繁	55,900	2.04

(注) 持株比率は自己株式（20株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

平成30年3月14日付発行の当社第3回新株予約権の内容は次のとおりであります。

新株予約権の数	1,950個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 195,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき1,000円
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株につき816円
行使期間	平成31年4月1日から平成37年3月29日
新株予約権の割当対象者、人数及び割当数	当社子会社取締役 3名 1,200個 当社子会社従業員 6名 750個

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成28年12月16日付発行の第三者割当による当社第2回新株予約権の内容は次のとおりであります。

新株予約権の数	8,960個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 896,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき4,400円
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株につき427円
行使期間	平成28年12月16日から平成30年12月15日

(注) 上記新株予約権8,960個のうち前事業年度末において未行使新株予約権の個数は7,360個でありましたが、当事業年度において全ての行使が完了しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成30年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	上 野 真 司	株式会社シナジー・コンサルティング取締役
取締役副社長	Ronald Sidharta	株式会社アセット・ジーニアス代表取締役 デジタル戦略部長、経営企画部長
取締役副社長	中 野 章 男	管 理 本 部 長 、 人 事 部 長
取 締 役	中 山 宏 一	経 理 ・ 財 務 部 長 、 子 会 社 管 理 部 長
取 締 役	薛 在 秀	総 務 部 長
常 勤 監 査 役	前 一 樹	
監 査 役	石 井 淳 一	
監 査 役	四 方 直 樹	四 方 司 法 書 士 事 務 所 所 長

- (注) 1. 常勤監査役前一樹氏、監査役石井淳一氏及び監査役四方直樹氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、社外監査役の石井淳一氏及び四方直樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
3. 取締役吉澤一弥氏は、平成30年3月29日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができるものとしております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法定が定める範囲内とします。

なお、社外取締役がいなかったため、責任限定契約の締結については、該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6名	44,352千円
(内、社外取締役)	(一名)	(一千円)
監 査 役	3名	4,800千円
(内、社外監査役)	(3名)	(4,800千円)
合 計	9名	49,152千円

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当事業年度における主な活動状況

① 監査役 前 一樹

当社との間に開示すべき関係はありません。

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会32回中32回、監査役会13回中13回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

② 監査役 石井淳一

当社との間に開示すべき関係はありません。

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会32回中32回、監査役会13回中13回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

③ 監査役 四方直樹

同氏は四方司法書士事務所の所長であります。当社との間に開示すべき関係はありません。

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会32回中32回、監査役会13回中13回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、迅速でタイムリーな意思決定を行うことを第一に考え、取締役会は少数の人員でお互いの牽制機能を有効に働かせながら運営してまいりました。しかしながら、当社といたしましても、社外取締役選任の有効性については認識しております。社外取締役の選定に当たっては、企業経営全般に対する知見に加え、当社経営陣からの独立性を有することを要件としておりますが、現在のところ、これらの要件を満たす適任者の選定に至っておりません。今後とも当社にとって最適なコーポレート・ガバナンスを目指しつつ、引き続き、当社の社外取締役として適切な人材の確保に向けて、検討を行ってまいります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 R S M清和監査法人

(2) 報酬等の額

1. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額

R S M清和監査法人 14,400千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬の算出根拠等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねた上で、監査報酬が決定されたものであることを確認し、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

2. 会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分していないため、上記金額は合計額を記載しております。

2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

R S M清和監査法人 14,400千円

(注) 会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分していないため、上記金額は合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、当社は、会計監査人の適正な職務の執行が困難である場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び運用状況の概要

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の経営理念及び経営基本方針を踏まえて策定した「コンプライアンスマニュアル」を役員及び使用人全員への浸透を図り、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかを社員全員に意識付ける。
- ② 内部監査室長を任命し、当社における法令等遵守体制の充実強化にあたらせる。
そのための組織として内部監査室長が統括する内部統制委員会を設置する。
- ③ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案が内部監査室長を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整備、強化する。
- ④ 当社及び当社子会社の使用人が、法令・定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口はその旨を報告する仕組み（内部通報制度）を設ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報・文書は、文書管理ルール及びそれに関連する各管理マニュアルに基づいて各所管部署が適切に保存・管理（廃棄を含む）し、取締役、監査役、及び内部監査室の閲覧に供する。
- ② 文書管理の統括部署は、少なくとも毎年1回は文書管理ルール、マニュアルの運用状況を検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部署に対して文書等の適切な保存・管理を指導する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する基本ルールを策定し、体系的なリスク管理体制の確立を図る。各部門においては関連規程の見直し又は制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修等を行い、部門ごとのリスク管理体制を整備する。
- ② リスクの発生又は発見時に、取締役会への報告及び開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を再整備する。
- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを再整備する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 社内の組織・業務分掌・職務権限等に関するルールを適時適切に見直すことにより、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を経営戦略目標の達成のために最適の状態に保つ。
 - ② ITを活用した人事管理・業績管理・事務システムの精度向上に努め、全社的な経営効率及び業務効率の一層の向上を図る。
- (5) 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、当社子会社に対して、財務状況その他の重要事項について、当社への報告・協議を義務付けている。
- (6) その他当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「企業行動指針」及び「役職員行動指針」を適用しつつ、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら業務の適正の確保を図る。
 - ② 内部監査室長が統括する内部統制委員会には、各事業部の担当者を委員として参加させ、内部統制に関する当社での協議、情報の共有化等の場とする。
 - ③ 法令違反行為等を知った者は、内部通報制度によって直接、同制度の通報窓口で報告するものとする。この場合、通報窓口担当部署は監査役に、通報者保護に留意しつつ当該通報の内容等を報告することとする。
- (7) 監査役を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、必要がある場合は、事前に内部監査室長に通知して内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。
 - ② 監査役会から専任の使用人の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査役会の同意を得て任命する。
 - ③ 監査役から命令を受けた使用人は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととする。
 - ④ 取締役は、監査役の命令を受けた使用人に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な取扱いをしない。
 - ⑤ 専任の使用人を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査役会の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、次の場合には、監査役会又は監査役に対して直接かつ速やかに報告しなければならないものとする。
 - (a) 法令・定款に違反する事実を発見したとき
 - (b) 当社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき
- ② 内部通報制度担当部署は、内部通報制度による通報があったときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- ③ 法令・定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、取締役又は担当部署長から監査役会に報告する体制を整備する。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定する。

(9) 当社子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

当社子会社の取締役は、当社監査役会と定期的に会合を持ち、業務遂行に関する事項等について報告を行う。また、当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務遂行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行わなければならない。

(10) (8)及び(9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して、情報提供を行った取締役及び使用人が当社及び当社子会社において不利な取扱いを受けない制度をコンプライアンスマニュアルに定める。

(11) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役求めがあった場合、その費用等が監査役職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還並びに債務の処理を行わなければならない。

(12) その他監査役職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会の頻度を、四半期ごとに1回とする。
- ② 監査役は内部監査の実施状況について報告を受けるとともに、必要があると認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。

(13) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 反社会的勢力による不当な要求などが発生した場合には、内部監査室長が統括する内部統制委員会及び反社会的勢力対応部署が連携し、情報の一元管理・蓄積を行い、速やかに内部監査室長を通じて取締役会及び監査役会に報告される体制の整備、強化を図る。
- ② 反社会的勢力対応部署を中心とし、対応マニュアルの整備を進める。また、当社及び当社グループ会社の使用人全員に対し研修を実施するほか、必要に応じ外部機関とも連携し、体制の強化を図る。
- ③ 新規取引先との取引開始にあたっては与信管理のための外部調査機関の活用や既存取引先からの情報の収集を行う。
- ④ 株主の属性判断を行う際には、所轄警察署との連携による身元照会を実施し、反社会的勢力の排除に努める。

(15) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務執行については、取締役会が法令、定款及び各種規程に則って自ら率先して行動し、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議への出席を通じて、また会計監査人や内部監査部門との情報交換を通じ発言をする機会を設け、当社の業務の適正を確保するための体制を確認しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

子会社の内部統制の整備状況は、親会社である当社の内部監査部門が確認するとともに、当社の会計監査人及び内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	526,485	流動負債	147,953
現金及び預金	202,839	短期借入金	69,200
受取手形及び売掛金	111,264	未払金	17,953
販売用不動産	163,631	未払法人税等	4,951
未収入金	583	未払消費税等	9,817
短期貸付金	1,664	未払費用	29,054
前渡金	31,030	瑕疵保証引当金	7,171
前払費用	7,865	繰延税金負債	6
繰延税金資産	6,508	その他	9,798
その他	1,778	固定負債	3,337
貸倒引当金	△680	長期預り保証金	150
固定資産	186,266	長期未払金	2,276
有形固定資産	67,408	長期リース債務	910
建物及び構築物	64,182	負債合計	151,291
その他	3,225	(純資産の部)	
無形固定資産	9,309	株主資本	559,510
ソフトウェア	9,309	資本金	534,746
投資その他の資産	109,548	資本剰余金	498,641
敷金及び保証金	36,311	利益剰余金	△473,853
長期預け金	73,000	自己株式	△24
繰延税金資産	226	新株予約権	1,950
その他	10	純資産合計	561,460
資産合計	712,751	負債純資産合計	712,751

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成30年1月1日)
(至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,613,734
売 上 原 価		1,092,739
売 上 総 利 益		520,995
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		491,470
営 業 利 益		29,524
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	88	
受 取 手 数 料	21	
受 取 保 険 金	88	
助 成 金 収 入	1,650	
そ の 他	13	1,862
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,697	
支 払 手 数 料	1,170	
新 株 予 約 権 発 行 費	1,500	6,367
経 常 利 益		25,019
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,854	2,854
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		22,165
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,254	
法 人 税 等 調 整 額	14,507	21,761
当 期 純 利 益		403
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		403

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成30年1月1日)
(至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
平成30年1月1日期首残高	361,418	325,313	△474,257	—	212,475	32,384	244,859
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	173,328	173,328			346,656		346,656
親会社株主に帰属する当期純利益			403		403		403
自己株式の取得				△24	△24		△24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—	△30,434	△30,434
連結会計年度中の変動額合計	173,328	173,328	403	△24	347,035	△30,434	316,601
平成30年12月31日期末残高	534,746	498,641	△473,853	△24	559,510	1,950	561,460

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	386,607	流動負債	92,966
現金及び預金	103,595	未払金	2,210
未収入金	50	関係会社未払金	75,068
関係会社未収入金	276,278	短期リース債務	682
前渡金	30	未払費用	7,103
前払費用	4,413	未払法人税等	3,834
繰延税金資産	673	未払消費税等	2,237
その他	1,565	前受金	648
貸倒引当金	△0	預り金	1,181
固定資産	139,299	固定負債	910
有形固定資産	28,098	長期リース債務	910
建物	27,059	負債合計	93,877
工具、器具及び備品	1,039	(純資産の部)	
投資その他の資産	111,200	株主資本	430,078
関係会社株式	84,137	資本金	534,746
敷金及び保証金	26,890	資本剰余金	498,641
繰延税金資産	172	資本準備金	498,641
資産合計	525,906	利益剰余金	△603,286
		利益準備金	750
		その他利益剰余金	△604,036
		繰越利益剰余金	△604,036
		自己株式	△24
		新株予約権	1,950
		純資産合計	432,028
		負債純資産合計	525,906

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成30年1月1日)
(至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	118,601	118,601
営 業 費 用		145,285
営 業 損 失 (△)		△26,683
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 手 数 料	21	
助 成 金 収 入	600	
雑 収 入	0	621
営 業 外 費 用		
新 株 予 約 権 発 行 費	1,500	1,500
経 常 損 失 (△)		△27,561
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△27,561
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,528	
法 人 税 等 調 整 額	6,247	9,776
当 期 純 損 失 (△)		△37,338

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成30年1月1日)
(至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新 子 株 権	純 資 産 計		
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 株	己 式			株 資 合	主 本 計
		資 準 備	本 金	資 剰 余 合 計	本 金 計	利 準 備						
平成30年1月1日期首残高	361,418	325,313	325,313	750	△566,697	△565,947	—	120,784	32,384	153,168		
当 期 変 動 額												
新 株 の 発 行	173,328	173,328	173,328					346,656		346,656		
当期純損失(△)					△37,338	△37,338		△37,338		△37,338		
自己株式の取得							△24	△24		△24		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								—	△30,434	△30,434		
当期変動額合計	173,328	173,328	173,328	—	△37,338	△37,338	△24	309,293	△30,434	278,859		
平成30年12月31日期末残高	534,746	498,641	498,641	750	△604,036	△603,286	△24	430,078	1,950	432,028		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年2月28日

株式会社ジェイホールディングス

取締役会 御中

R S M 清和 監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤 本	亮 ⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中 村	直 樹 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイホールディングスの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年2月28日

株式会社ジェイホールディングス

取締役会 御中

R S M 清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤本	亮	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中村	直樹	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイホールディングスの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成31年3月1日

株式会社ジェイホールディングス監査役会

常 勤 監 査 役 前 一 樹 ⑩
(社外監査役)

社 外 監 査 役 石 井 淳 一 ⑩

社 外 監 査 役 四 方 直 樹 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	うえの しんじ 上野 真司 (昭和57年8月2日生)	平成10年11月 東都建物株式会社入社 平成16年4月 株式会社オムド総合地所 平成17年1月 同社取締役就任 平成18年4月 株式会社ビスクトレーディング取締役 平成20年4月 株式会社ハーフラインエンターテインメント執行役員 平成27年4月 オスカーキャピタル株式会社取締役副社長 平成28年12月 当社取締役 株式会社シナジー・コンサルティング（当社子会社）取締役（現任） 平成29年3月 当社代表取締役社長（現任） （当社における地位、担当） 代表取締役社長	300,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	ロナルド シドハルタ Ronald Sidharta (昭和54年11月10日生)	<p>平成20年6月 ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス入社</p> <p>平成22年10月 ゴールドマン・サックス米国本社（ニューヨーク）</p> <p>平成24年1月 ゴールドマン・サックス米国本社（ニューヨーク）テクノロジー部門ヴァイス・プレジデント</p> <p>平成25年12月 ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス</p> <p>平成30年3月 当社取締役副社長（現任） 株式会社フクロウ（現株式会社アセット・ジーニアス） （当社子会社）代表取締役社長（現任） （当社における地位、担当） 取締役副社長 デジタル戦略部長、経営企画部長</p>	一株
3	なかの あきお 中野 章男 (昭和35年2月11日生)	<p>昭和58年4月 日興証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）入社</p> <p>平成21年11月 金十証券株式会社経理部長</p> <p>平成24年4月 東和フードサービス株式会社管理部長</p> <p>平成25年4月 株式会社テノ. コーポレーション取締役</p> <p>平成28年10月 当社顧問</p> <p>平成28年12月 当社取締役副社長（現任） （当社における地位、担当） 取締役副社長 管理本部長、人事部長</p>	一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	なかやま こういち 中山 宏一 (昭和53年5月12日生)	平成23年7月 株式会社グリムス入社 平成25年12月 夢の街創造委員会株式会社入社 平成28年6月 当社入社管理本部長 平成28年12月 当社取締役(現任) 平成29年10月 公認会計士登録 (当社における地位、担当) 取締役 経理・財務部長、子会社管理部長	一株
5	ソル チェス 薛 在秀 (昭和35年9月25日生)	昭和61年8月 セイコーエプソン株式会社入社韓国支店勤務 平成6年8月 POSCO株式会社入社 平成28年1月 当社入社管理本部嘱託 平成28年3月 当社取締役(現任) (当社における地位、担当) 取締役 総務部長	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 会社法施行規則第74条の2に規定する「社外取締役を置くことが相当でない理由」につきましては、本招集ご通知11頁の事業報告「(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由」に記載しております。

第2号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化と将来の剰余金の配当や自己株式の取得などを可能な状態にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。なお、資本金の額を減少することによって、発行済株式総数は減少いたしませんので、株主の皆様のお所有株式数に影響を与えるものではありません。また、「純資産の部」における項目間の振り替え処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではありません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額534,746,823円を434,746,823円減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであります。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

平成31年5月31日

第3号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額の減少の理由

第2号議案「資本金の額の減少の件」と同様に繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化と将来の剰余金の配当や自己株式の取得などを可能な状態にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。

2. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額498,641,994円を169,289,188円減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を329,352,806円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成31年5月31日

第4号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分の理由

会社法第452条の規定に基づき、第2号議案「資本金の額の減少の件」における資本金の額の減少及び第3号議案「資本準備金の額の減少の件」における資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金について、繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えることで損失の処理を行うための処分のご承認をお願いするものであります。なお、本議案は第2号議案「資本金の額の減少の件」における資本金の額の減少及び第3号議案「資本準備金の額の減少の件」における資本準備金の額の減少の双方が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

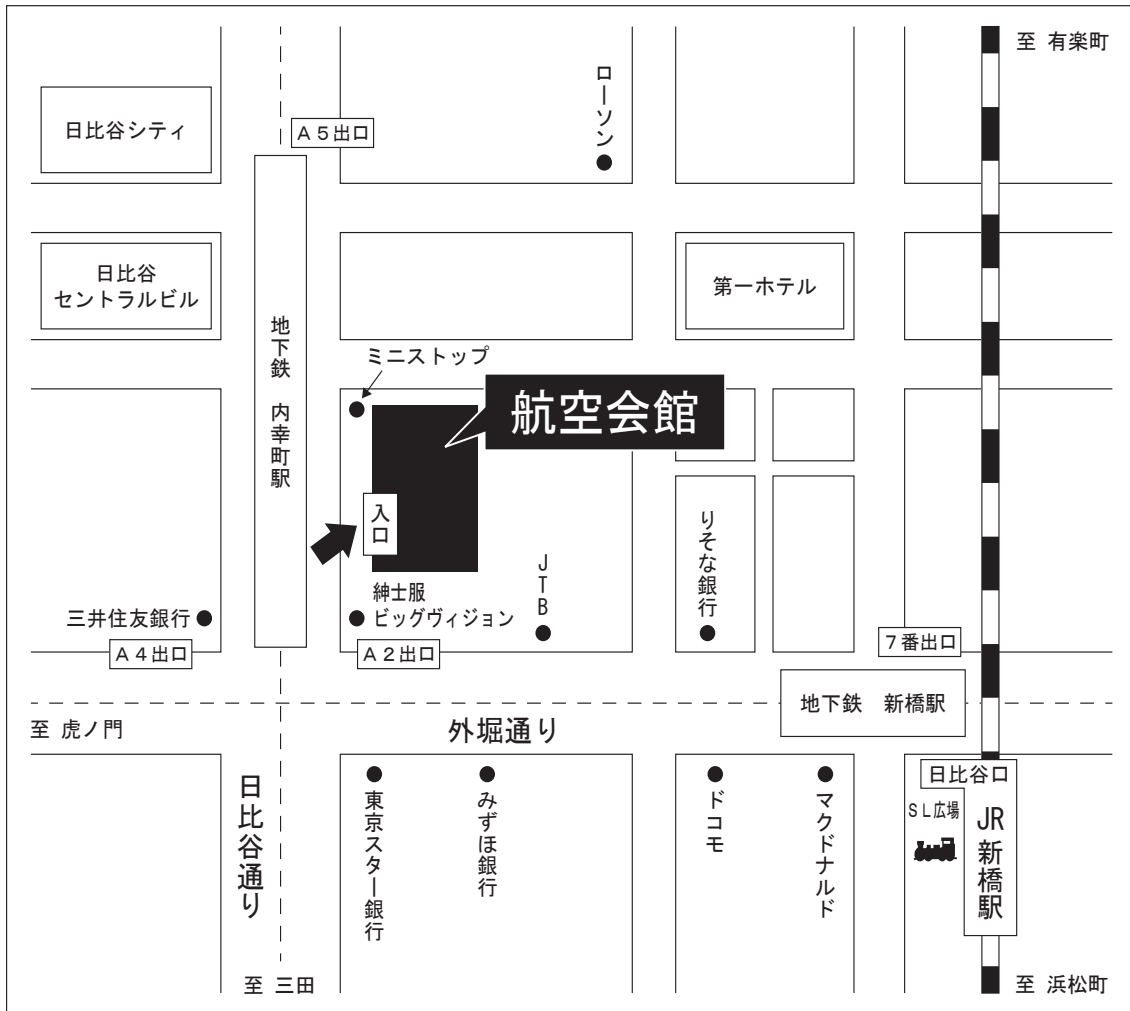
2. 処分する剰余金の項目、額及び効力発生日

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 604,036,011円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 604,036,011円
- (3) 剰余金の処分が効力を生ずる日
平成31年5月31日

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 8階 801会議室



交通のご案内

JR線 新橋駅 日比谷口から徒歩6分

地下鉄銀座線／浅草線 新橋駅 7番出口から徒歩5分

地下鉄三田線 内幸町駅 A2／A4出口から徒歩1分

(お願い)

お車でのご来場はご遠慮願います。